

備北保健所管内保健・衛生功労者表彰要綱

1 目的

多年にわたり、保健衛生事業の発展のために献身的な活動を続け、その功績が特に顕著で優秀なものを表彰することによって、その功労に報いるとともに、その事業に関わるもの の模範とし、もって保健衛生事業の推進を図る。

2 表彰の種類

表彰の種類は、次のとおりとする。

備北保健所長表彰状

3 表彰の対象及び基準

(1) 表彰の対象は、次のいずれかとする。

本県の保健衛生事業に多年にわたって従事する等、その功績が特に顕著である個人又は団体、施設。

(2) 表彰の基準は、別紙「備北保健所管内保健・衛生関係功労表彰種別一覧表」に定めるところによる。

4 被表彰者の決定

備北保健所長は、管内市等関係機関の推薦に基づき、選考委員会の選考により、被表彰者を決定する。

5 選考委員会

選考委員会は、次の職にある者をもって構成する。

備北保健所長、備北保健課長、備北衛生課長、新見地域保健課長及び表彰担当者

6 表彰の時期

表彰は、毎年実施する。期日については別途定める。

7 推薦手続き

関係機関は、候補者又は候補団体ごとに、別紙様式1（個人用）、様式2（団体用）又は様式3（施設用）の推薦調書1部を備北保健所長に提出する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、「保健福祉部保健福祉功労者表彰要綱」（平成7年2月7日保福第1230号岡山県保健福祉部長通知）を準用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。